

公益社団法人日本口腔インプラント学会 代議員選挙規程

平成22年11月11日制定

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の代議員の選挙に関しては、本会定款第6条第3項から第9項の規定に基づくほかは、この規程による。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙を行うにあたり、中央選挙管理委員会及び各支部に支部選挙管理委員会を設けるものとする。

- 2 中央選挙管理委員会は、委員長、副委員長及び各支部選挙管理委員会の委員長を含む委員若干名をもって組織する。
- 3 支部選挙管理委員会の委員は、各支部に属する正会員とし、その構成や選出等は、支部に一任する。
- 4 理事及び監事は、中央選挙管理委員及び支部選挙管理委員を兼ねることはできない。
- 5 中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会は理事会から独立して運営されるものとする。
- 6 中央選挙管理委員又は支部選挙管理委員が理事又は監事に選出された場合は、委員を辞し、直ちに欠員を補充する。
- 7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。又、前項により補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

(正会員数の確認)

第3条 中央選挙管理委員長は、改選年の4月1日以降に中央選挙管理委員会を開催し、改選年の4月1日現在の支部毎の正会員数の確認を行うとともに、支部選出代議員数を決定する。

- 2 中央選挙管理委員長は、支部選挙管理委員会及び支部長に各支部正会員名簿等一式を送付する。
- 3 送付書類は、支部正会員名簿、支部選出代議員数、定款及び定款施行細則並びに選挙規程及び選挙結果届出用紙一式とする。

(選挙人の資格)

第4条 代議員選挙の選挙人は、改選年度の4月1日現在の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

(代議員の資格)

第5条 代議員となりうる者は、正会員であり、且つ前年度の会費を納入している者とし、原則正会員歴6年以上とする。

(次期代議員の選出)

第6条 代議員は支部ごとに選挙により選出するものとする。

- 2 支部における代議員は、当該支部の都道府県に勤務または居住している者とする。
この場合においては定款施行細則第5条第2項の規定を準用する。
- 3 支部代議員は、原則として次の二つの所属に区分して選出する。
 - (1) 大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学
 - (2) 一般歯科診療施設・総合病院又はその他の施設
- 4 前項(2)の代議員数は、各都道府県に1名以上配分する。

第7条 各支部より選出される代議員数は、以下の算式により決定する。

各支部より選出される代議員数=10名+240名×各支部の会員数÷法人全体の会員数
※端数は切り捨てるものとする。

(届出)

第8条 支部選挙管理委員会は、選挙終了後速やかに次期代議員の名簿を中央選挙管理委員会へ1月31日までに提出する。

- 2 支部選挙管理委員会が提出する書類には、有効投票数、投票結果を記載しなければならない。

(任期)

第9条 代議員の任期は、代議員選挙後最初に開催される定時総会の当日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の前日までとする。

(次期代議員の選出の特例)

第10条 やむを得ない事由により次期代議員の選出が支部により行えない場合には、中央選挙管理委員会が代行して選出することができる。

(次期代議員の資格の確認並びに決定)

第11条 中央選挙管理委員会は、各支部選出の次期代議員の資格を確認する。

- 2 前項において問題がない場合には次期代議員として決定し、理事会に報告する。

(異動による資格)

第12条 任期中に所属支部の異動があった代議員は、異動先の所属代議員とし、異動元の代議員は補充しない。この場合は、代議員所属支部変更を中央選挙管理委員長に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた中央選挙管理委員長は、異動元並びに異動先の支部長へ所属支部変更の通知をするものとする。

(補則)

第13条 定款及びこの規程に定めるもののほか、代議員の選出に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第14条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成27年3月15日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、平成27年7月19日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、平成28年12月11日に一部改正し、同日から施行する。
5. この規程は、平成29年5月27日に一部改正し、同日から施行する。
6. この規程は、令和2年9月19日に一部改正し、同日から施行する。